

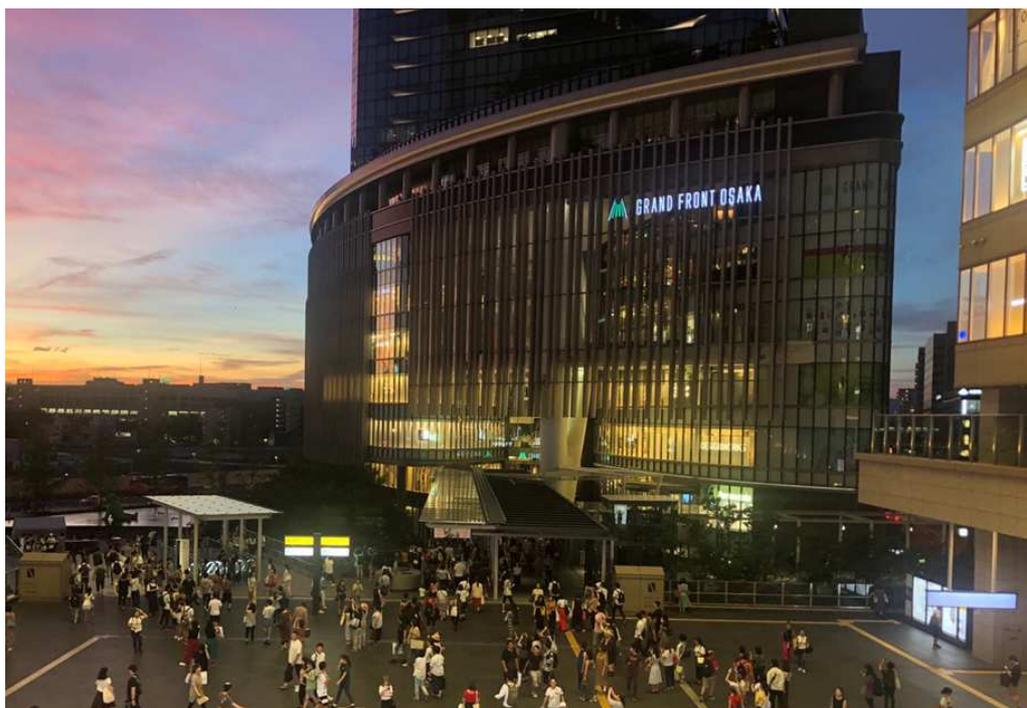
人事・労務を見つめる・・・



Nozomi-Planning レポート



令和元年 9 月号 Vol.153



撮影地

「秋のおとずれ」
大阪市北区

撮影者

中谷 淑恵

今月のTOPICS

【人事・労務】

- ・今年の最低賃金26円から28円の引き上げへ
- ・再確認の良い機会。派遣労働者の同一労働同一賃金

【その他】

- ・職場での喫煙問題および喫煙者の採用についての考察

・春・夏・冬のはなし Vol.105

・今月の書籍紹介 「自己肯定力」

・9月の税務と労務の手続[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する **社会保険労務士** を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」
[http:// www.nozomiplanning.com/](http://www.nozomiplanning.com/)

◆ 人事労務 ◆

■ 今年の最低賃金 26 円から 28 円の引き上げへ

いよいよ 1,000 円を超えるのではないかと注目を集めていた最低賃金ですが、「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安」が公表されました。

引上げ額の全国加重平均は 27 円となり、4 年連続での大幅引き上げとなり、昭和 53 年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、全都道府県で 20 円を超える目安額となっており、引上げ率に換算すると 3.09% (昨年度は 3.07%) となっています。都道府県別の目安は以下のとおりです。

A ランク 28 円

埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪

B ランク 27 円

茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島

C ランク 26 円

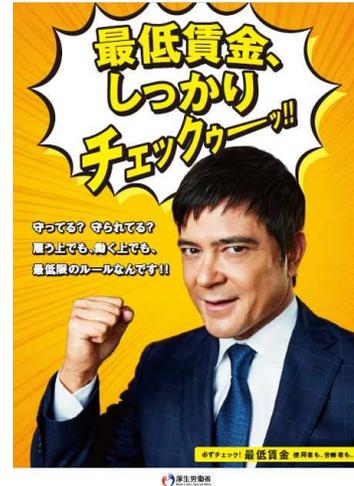
北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡

D ランク 26 円

青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※今後、各都道府県の労働局での審議・決定が行われ、10 月より適用となります。

この大幅引き上げにより、多くの最低賃金割れの発生が予想されます。皆様の会社も最低賃金割れが無いようにご注意ください。



■ 雇用保険の基本手当日額が変更になります ~令和元年 8 月 1 日から~

雇用保険の基本手当の算定基礎となる賃金日額の範囲等については、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇、または低下した比率に応じて毎年自動変更されています。

平成 31 年度については、平成 30 年度の平均給与額が平成 29 年度と比べて約 0.89% 上昇したことに伴い、以下のとおりの引上げが実施されています。

○基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等の引上げ

最高額：受給資格に係る離職の日における年齢に応じ次のとおり

- 60 歳以上 65 歳未満：7,087 円 → 7,150 円 (+63 円)
- 45 歳以上 60 歳未満：8,260 円 → 8,335 円 (+75 円)
- 30 歳以上 45 歳未満：7,505 円 → 7,570 円 (+65 円)
- 30 歳未満：6,755 円 → 6,815 円 (+60 円)

最低額

- 1,984 円 → 2,000 円 (+16 円)

○失業期間中に自己の労働による収入がある場合の基本手当の減額の算定に係る控除額の引上げ

令和元年 8 月 1 日以後、1,295 円 → 1,306 円と引き上げられます。

○高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額の引上げ

令和元年 8 月 1 日以後、360,169 円 → 363,359 円と引き上げられます。

■ 再確認の良い機会。派遣労働者の同一労働同一賃金

1. はじめに

70年ぶりの労働法の大改革、いわゆる「働き方改革」の法施行が順次始まりました。いくつかの改革の中で、長年の雇用慣行に大きく影響を及ぼすのが「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」いわゆる「同一労働同一賃金」ではないでしょうか。労使協議や対応準備にかかる時間を踏まえ、中小企業は2021年4月施行（大企業は2020年4月施行）となっています。しかし中小企業にとっても2020年4月までに対応を考えなければならない点があります。それが「派遣労働者の同一労働同一賃金」問題です。

2. 2つの方式

当然ですが、派遣労働者も同一労働同一賃金の対象です。派遣労働者に対する「同一労働同一賃金」対応には2つの方式があります。第一は「派遣先均等・均衡方式」と呼ばれるものです。派遣労働者の待遇については、派遣先に雇用される通常の労働者（多くは正社員）との間において、不合理と認められる相違を設けてはならないと労働者派遣法第30条の3第1項に定められ、派遣労働者の同一労働同一賃金を担保する原則的な考え方となります。しかしこの場合、例えば以前の派遣先では時給1300円だったのに、次の派遣先では1200円となる可能性もあり、本人のスキル自体は上がっている筈なのに賃金が下がるということも起こりえます。これは2015年の派遣法で改正された派遣のキャリアアップ措置と矛盾する結果となり、また派遣先にとっても派遣元に比較対象となる社員の情報を提供しなければならない等抵抗が強いため、採用されるケースは稀と言われています。多くのケースで採用されると見込まれているのが例外措置の方、「労使協定方式」です。

3. 労使協定方式とは

「労使協定方式」とは、①賃金額が同種業務の一般労働者の平均的な賃金額以上であること ②法定の教育訓練を実施し、職務内容・成果・能力等を公正に評価し、賃金を改善させること ③賃金以外の待遇について派遣元事業主の通常の労働者と不合理な待遇差を設けないこと、といった項目につき、派遣元事業主側で労使協定を結んだうえで、労働者派遣を行う方式です。①にある「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」において、最も一般的に採用されそうな考え方と計算方法を下記に示しておきます。

- a. 基本給・賞与・手当等（局長通達で示す統計を用いる）
 $\text{職種別の賃金} \times \text{能力} \cdot \text{経験調整指数} \times \text{地域指数}$
- b. 通勤手当（選択肢1）
 実費支給により一般通勤手当（「72円」）と同等以上
- c. 退職金（選択肢2）
 同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準に退職費用分（6%）上乘せ



4. 派遣労働者を依頼する目的を再確認する良い機会に

上記の改正は2020年4月施行のため、中小企業であっても派遣社員を受け入れているのであれば今年度中に影響を受けます。労使協定方式は派遣元が締結するため、同じ職種やスキルの派遣社員であっても派遣会社ごとに派遣社員の賃金が異なりますが、通勤費や退職金分のコストも考慮すると、派遣会社からの「値上げ」要請が頻発することが予想されます。コスト優位性の観点だけで派遣社員の労働力を活用してきた企業にとっては、当該業務に対し、派遣社員が良いのか正社員を新規採用または配置転換して充てる方が良いのかを再確認する良い機会となるのではないのでしょうか。

◆ その他 ◆

■ 職場での喫煙問題および喫煙者の採用についての考察

30年ほど前までは、職場ではごく普通に喫煙が許されていましたが、現在では建物内に喫煙スペースを設けて分煙することが当たり前となりました。

健康増進法では「不特定多数が利用する施設での受動喫煙の防止」が2003年に義務付けられました。喫煙者からは職場は「不特定多数が利用する」ところかと意見もありますが、飲食店・小売店のような来客の多い職場なら全面禁煙でも問題はありません。逆に来客の少ない事務所スペースなど「不特定多数の人が利用する施設」でない職場では完全禁煙とするには喫煙者の反対もあり、分煙としているのが現状です。

仕事の合間にお茶やコーヒーを飲む、またはおやつをつまむことでリフレッシュし、その後の業務がはかどるように、喫煙者にとってはタバコを喫うことにより能率が上がるという喫煙者の言い分もあります。喫煙者にとってはタバコを喫えないことにより生産性が落ちたりストレスがたまったりして、ひいては業績に対する貢献度が落ちる、という理屈もわからないではありません。その一方で非喫煙者にとってはタバコは健康を害するものでしかありません。

最近では受動喫煙の被害だけではなく、勤務時間中のタバコ休憩による生産性の低下も問題とされています。1日に何本もタバコを喫うために離席することは、その時間分だけ仕事をしていないこととなり、非喫煙者からすれば「仕事をしていないのに給与が支払われるのは納得できない」と不公平感を抱くことももっともです。(もちろん本来の休憩時間に決められた場所で喫煙するのは問題ありません)

企業は、喫煙者が自発的に禁煙できるよう、非喫煙者に手当を支給したり、別に有給休暇を付与したり工夫していますが効果のほどは定かではありません。



① 勤務時間中を禁煙とすることは許されるか

使用者は給料を払うかわりに労働者の労働義務の遂行について、指揮権・業務命令権を有します。反対に労働者は企業秩序を遵守する義務、誠実に労働を遂行する義務、職務に専念する義務を負います。喫煙者が喫煙から戻った後の衣服や呼気に残留しているタバコ臭が非喫煙者に苦痛を与えていることには合理性があり、タバコ休憩を頻繁に行うことは「職務専念義務」を果たしていない、とも言え、勤務時間中(所定の休憩時間は除く)の喫煙は禁止し得るものと言えます。ただ、導入においてはその合理性を十分に周知し、喫煙者の納得を得たうえで行うこととし、同時に違反者には懲戒をする旨、就業規則に明記しておくべきです。

② 「喫煙者は採用しない」ことは認められるか

使用者の採用の自由が制限されるのは、求職者の個人情報のうち「人種・民族・社会的身分・門地・本籍・出生地その他社会的差別の原因となる事項」、「思想・信条」、「労働組合への加入状況」などの本人の適性や能力に無関係の情報を収集し採否の判断の材料とすることです。喫煙の有無はこれに該当しませんので、採用面接で問うのは問題なし、とされています。

使用者には採用の自由があり、我が国の雇用システムでは一旦採用すれば解雇が困難であることから、採用の自由は使用者の人事権の中でも特別とされています。

したがって喫煙者か非喫煙者かによって採否を決することは可能と言えます。



Vol.105 八崎さんの

春・夏・冬のはなし



— 盆休みに“葬式の名人” —

私の住む町角で“葬式の名人”という奇妙な名の映画のロケが行われていた。特別に興味もなかったのだが、その映画が完成し9月20日の全国公開に先がけて、茨木で先行ロードショーがスタートするという。旧制茨木中学出身の川端康成の小説の映画化で、私も同校出身ということを知ってか、近くに住む息子がお盆のプレゼントだと言って2枚の鑑賞券を持ってきた。

昨年市制70周年を記念して、ノーベル文学賞作家・川端康成の作品をモチーフにした映画を作りたいという思いで、現茨木高校卒の後輩にあたる大野裕之氏が脚本・プロデュースし、前田敦子、高良健吾等の豪華俳優陣が茨木に集結、オール茨木ロケで撮影した映画である。

私がここ何十年の間で映画を見たのは、中村獅童や仲代達矢が出演した“男たちの大和”（注・戦艦大和の話、平17）以来で、その時は正月プレゼントだといって娘がくれたものだった。

映画館の入り口で受け取ったパンフレットにある“泣いて、笑って、逝ってらっしゃい”の言葉通り涙を流したり館内の人達と一緒に声を上げて笑ったり、その原案は川端康成の8作品からモチーフされたオリジナルストーリーで、青春群像コメディである。その8作品は——

- ・葬式の名人…主人公が肉親を次々と失い“葬式の名人”と呼ばれるようになった。
- ・師の棺を肩に…中学時代、先生の棺を担いで町の中を歩いた（映画では仲間の棺）
- ・片腕…謎の女性が現れて片腕を置いていく。（有馬稲子の役）
- ・バッタと鈴虫…少年少女が行燈の光で互いの名前を写し出すシーンをヒントに、茨木中学の伝統行事である能勢の妙見夜行登山に、名前と学校の記章を書いた行燈を片手に出かける。（往復50kmの妙見登山は、私が入学した年は戦争の為中止。学校の記章は、大阪で四番目に設立された中学で、四をもじってπとした為、いばちゅうの他に、ばいちゅうと呼ばれた。）
- ・十六歳の日記…十六歳で肉親を次々と失った話をヒントに。

その他に“古都”“少年”（同性愛的な体験）“化粧の天使達”の作品であった。

ロケは茨木高校とその近隣の商店街、中でも康成がよく通っていた本屋をはじめ、ゆかりの品約400店が展示されている川端康成文学館などが次々と映し出される。ノーベル賞を受賞当時に見ていた白髪の老人とは全く似つかないような青春ドラマであった。

映画を見終えてもなお“葬式の名人”に首を傾げている私に、家内が自分の小学生時代の体験を話し始めた。自宅のすぐ近所にあった昭和を代表する小説家であり、詩人、画家でもあった富士正晴（竹林の隠者と呼ばれていた）の自宅によく遊びに行き、そこで芥川龍之介や川端康成の本を読まされ、“蜘蛛の糸”では衝撃を受け、樋口一葉の“にぎりえ”は難しくて半分も読めなかったとか。そして川端康成について、幼くして両親を亡くした彼は、茨木に隣接する豊川村に住む祖父母に引き取られ、3歳から18歳まで過ごしていた。その間茨木中学に通っていたが、やがて祖父母を見送ることになり、それが“葬式の名人”という小説になった。映画では主人公である前田敦子の同窓生（実は彼女の夫）の通夜の席で彼女がつぶやくストーリーになっていたのだ。こんな話を聞いて初めて“葬式の名人”の意味がよく解り、また茨木市の生涯学習センターにある“富士正晴の書齋”が再現されているのにも大いに頷く私であった。

その夜、地元テレビ局が偶然にも“葬式の名人”を取り上げていた。そして最後にプロデューサー大野氏が“3度見てもらえれば内容がよく解るでしょう”と言った主旨に全くその通りだと思ひ、もう一度見に行けば出演者の一挙手一投足や映画自体に違った印象を受けるだろうと思いつつ過ごすお盆であった。

筆者紹介:八崎輝義 日本チバガイギー社(現ノバルティスファーマ)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事、現京薬会相談役。著書“今知っておきたいエイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介 ～ 一押しの一冊をご紹介します ～



『自己肯定力』

著者 鴨頭 嘉人

(出版社：かも出版 1,200円+税)

「人生の師匠」著者がそう呼ぶのは、この春中学生になった著者の息子、ハルヒト君です。この本には、保育園～中学生になるまでのハルヒト君から著者が学んだ、十五の言葉とストーリーが記されています。

私には、ハルヒト君と同じ歳の娘がいます。この夏、娘にプレゼントするためにこの本を選びました。娘が小さい頃から身につけてもらいたいと大切にしてきた「プラス思考」や「自己肯定感」について、子供の経験を通じて書かれているため、娘にとって共感しやすいのではないかと思ったからです。1時間ほどで読み終えた娘は、「子供なのに、こんな考え方ができるなんてすごい！」と痛く感銘を受けた様子で、読書感想文を書きました。その一節に、ハルヒト君のエピソードとこの著書のテーマが表現されていましたので記します。

「保育園に通っている頃、母親に叱られたハルヒト君は、母親の目をじっと見つめてこう言います。『母ちゃん、ありがとう』。著者は、最初はこの言葉の意味が分かりませんでしたが、ハルヒト君が『母ちゃんは感情的になって怒鳴ったんじゃない。自分に正しい行動を教えるために叱ってくれたんだ』と、瞬間的に感じ取ったのだと理解することができました。母の愛を感じたからこそ、ハルヒト君は『ごめんなさい』ではなく『ありがとう』と言ったのです。私は、保育園に通う小さな子供がこんな風にものごとを肯定的に受け止めて、感謝の気持ちをもてるのだということに驚きました。私自身、叱られたことはたくさんありますが、叱られて『ありがとう』という気持ちになったことは一度もありません。それどころか、すねたり逆切れしてしまうこともありました。そんなときに『ありがとう』と言えるなんて、本当に素晴らしいことだと思います。こんな風に物事のプラスの面を見ることができれば、きっと人生がもっと楽しくなるだろうなと思いました。」

この書籍に記されているひとつひとつの言葉自体は、これまで多くの書籍や研修などから学びを得てきた大人にとっては、取り立てて目新しいものではないかもしれませんが、それを実践して生きているかと言えば、そうでない場合が多いのではないのでしょうか。

大人は子供に比べて経験値が高いために、「理想と現実」を分けて考えてしまい、良いと分かっている行動に移せないということがあられるかもしれません。著者が言うように「子供達は、過去の体験が少ない」「だからこそ、無限の可能性を感じ、未来に向かって今を生きるという力が、大人の私達に比べて圧倒的に強い」という点は、自分や娘達を振り返ると、そのとおりだと感じます。

過去の経験によって決め付けてしまわずに、子供のように本質を感じ、感動する力を研ぎ澄ませ、可能性を信じて実践できれば、これからまだまだ人生を豊かにすることができるのではないかと。同じ本を読んだ娘が純粋に感動する姿を見て、そのように感じました。

皆様にもお勧めしたい一冊です。

(執筆 松下 慶子)



<9月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

30日

- 健康保険・厚生年金保険料の納付
[郵便局または銀行]
- 日雇健康保険印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

~ちょっとブレイク~



撮影者のコメント

「帰社途中にふと空を見るととても綺麗だった為思わず写真を撮ってしまいました。これからの時期、少しずつ日が落ちていくのも早くなり、こういった景色も見られるタイミングが減ってしまうと思うと もうすぐ秋が近付いて来ているような気がします。」

撮影者 中谷 淑恵

当事務所より一言

第51回（令和元年度）社会保険労務士試験が開催されました。公式ホームページ <http://www.sharosi-siken.or.jp/> によると受験申込者数は約49,600人。私が受験した第34回は58,322人と約1万人も減少しています。一時は人気資格ともてはやされておりましたが、下火になっているのでしょうか？某総研によると社労士の関与率は約35%程度（税理士は約99%）と関与の低さは歴然としているものの、国の施策は働き方改革の名の下に、労働時間管理や健康経営、ハラスメント対策等まさに社労士分野が目白押しです。「時代が社労士を呼んでいる」といっても過言ではないでしょう。そんな中、弊社スタッフも社労士試験にチャレンジ中です。この記事を書いているのがちょうど試験日8/25の1週間前。最後の追い込みをかけていると思いますが、この記事を目にする頃にはある程度結果が見えているだけに、ワクワクハラハラしています。日頃の勉強を本番でいかんなく発揮し、晴れて社労士資格の切符を受け取って欲しいものです。発表日は11/8。あきらめずに頑張ろう！！

BY 工藤 英二

